

午前十時開議

議長(米次性男君) さていまだから昭和四年の二回福井市議会
定例会の二回目の会議を開きます。

これより日程に入ります。

議長(米次性男君) 本日の議会運営については議会運営委員会
において検討されておりますので委員長から報告願います。

議会運営委員長(石川繁治君)

(議会運営委員長(石川繁治君)登壇)

議会運営委員長(石川繁治君) お指名がありまして、議会運
営委員会における審議の概要について報告申し上げます。
委員会については去る九月二十八日午前九時から開催し、日程案
について協議検討いたしました結果、お手元にご配付のとおり
第一回本会議における議案の順と同日に審議の方針願います。
にいたしました。 (いずれも各委員会に付託され、それをもとの審査
の結果、議長に報告書を提出されるものであります。)

なお、議案の一部訂正に関する書面が市長から議長あてに提出されましたが、その内容はすでに委員会付託後に確定したものであり、最終的には本会議の承認事項と相なります。ものであるが、関係議案の審議に先立って議題とする必要が感じられたため、日程の冒頭に締成いたしましたものでよろしくお願いたします。

なお引託された諸般陳情等が詰論がけられず、本会中の継続審査となりました。また、市長から全県協議会の要望もあり、当委員会としても了承いたしましたのであらいじめ、お分りをお願いたします。

す、日商にわたるオミロ定例会も本日をもって閉会と相なるわけであり、本日の議事も円滑に運ばれますようご協力をお願いいたします。報告いたします。

議長（末次性男君） ただいま委員長から報告のとおり、本日の議事を進めますのでよろしくお願いたします。

議長（末次性男君） 日程第一議案の一部訂正についてを議題といたします。

議長 議長とて訂正案の朗読をいたします。

（須崎議長 議長朗読） 別添参照

議長（末次性男君） 朗読を終りました。

本案について提案理由の説明を求めます。助役 條崎俊夫君

（助役 條崎俊夫君 登壇）

助役（條崎俊夫君） 本件につきましては「規則」でも「市規則」でも意味は同じでございますが、別に議案第六号をもつてご審議をいただいております。福生市児童手当条例案中、オミロ条委任に関する規定は「この条例の施行について必要は事項は市規則で定める」という条文を定めており、ここに記載しております。議案第六号も福生市児童手当条例中、オミロ条委任に関する規定の条例や「この条例の施行について必要は事項は規則で定める」とありますので、「市規則で定める」と条例を統一したほうが好ま

—いと考えまして、来る九月二十五日開催の建設委員会におき
ましてもご承を得た次第でございます。

本会議におきましてもこの訂正につきましてもよろしく願いを
申しあげます。

○チハ番（伊東中心次郎君） 自席よりお断りをいただき発表させて
いただきます。

ただいま議題とされている訂正の件について関係する議案を所
管し、また審査した委員会として、委員長のお立場から
訂案理由の説明に加え説明申しあげます。

本件は、お多えの審議のとおり議長あてに提出されましたもの
でございますが、付託されております議案が六十三号に属する
ものであるため、六十三号議案の審議と合わせて検討
いたしました結果、ただいまの提案理由の説明にもありました
ような事情があります。委員会としてもこれを了とし、内容の
訂正について承認した次第でございます。—たがいま六十三
号議案については訂正後の文句により審議をいたしましたもので

申し添えます。

なお、議員諸兄にはお承知のとおり、本件訂正については訂正を
要する議案が六十三号が理事長の手を離れて議会にわたる委員
会付託されております関係から一義的には委員会承認を必
要とし、最後において本会議承認を必要とする経過をたど
ることを願っております。

何とむ建設委員会の本件承認をうとされましてご賛成を
くださいますようお願いいたしまして説明を終わります。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明および建設委員長か
らの発言を終わります。

これより本件について質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○四番（田村市郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案の一部訂正については討論を省
略し、原案のとおり承認されることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(木次性男君) おばかりいたします。ただいま田村市部君から所定の賛成者を得て、本件は討論を省略し、原案について承認されたいとの動議が提出されましたが本動議のとおり決するに同意議ありませんか。

(同意議なしと呼ぶ者あり)

議長(木次性男君) 同意議なしと認めます。よって議案の二部が正に決つてはこれを承認することに決定いたしました。

議長(木次性男君) 日様より議案第五号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。総務委員長 森田秀雄君

(総務委員長 森田秀雄君 登壇)

○総務委員長(森田秀雄君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

読まして本議案第五号四号に對しましての補足説明をいたします。

まず、審議に入る前に報酬等審議会の審査の概要について説明を求めました。

この条例の一部改正は審議会の答申によるもので、市長は首長官としての審査を任命し、会長から市長あて文書により答申がなされたもので、前後四回にわたり審議会を開き、審議の内容は昨年七月市昇格後委任事務等の事務量が増え、近年、付近の市町でも同様の報酬アップがなされ、郡下へも市、西側へ郡等の財政状態、人口等、細部にわたる資料を提示し検討した結果、内容は郡下の所収、他市および類似団体と同等と見做したところの数字で八月十八日の答申により、その数字をもって条例改正案とした。

以上の審議会の審査の概要であります。



これによると、報酬は議長、副議長七〇%、常任委員
長および特別委員長七〇%、議員七〇%、ツツコとし、従来
常任および特別委員会委員長を「常任委員会委員長と特
別および議会運営委員会委員長」と明確に規定した。その他
条文の整理をし、費用弁償、期末手当において職名を議会
議員と呼び名を一歩とし、食事料を前日宿泊料に改め、甲地方
乙地方を廃して一律に五ヶ内に、固定宿泊施設に宿泊しない
場合——夜行列車等でも宿泊料を支給することとした。——
との説明があり、これより質疑に入り、適用日については費用弁
償を除き七月一日は政治姿勢の立場から市民の納得の行く条
文にすべきで、おそ成興りと思われ、日を公布日とすべきではない。
——
に對して、公務員の支給においてもさかのぼって支給がされる。
質問したのが七日であり、その時点から実施すべきと答申がさ
れてゐるため、これを尊重したものであります。

なお就いて、市民からの非難は受けないと思つたが、七〇%を越
えるツツコ率となりますと市民感情、予算面からも目立

つ、審議会もたいへんだと思つた。一度に引き上げず毎年定期的
にやるべきだと思つたが配慮された、この意見もあり、昨年も
考えるべきであつたが市制施行により報酬ツツコは市民感情も
あり見送つた。今後は毎年定期的にやるべきだと思つた。

その地の意見として、報酬等審議会は民主的にやつたと思
つた。委員会の審査だけでなく市民の意見を聞く公聴会が
よい。公の機関をつくるべきだ。——に對しまして、地の委員か

ら、議会議員として市の発展、福祉の増進のために自分の職業
を犠牲にして活動するならば、一度は成り立たず、市民の代表と
して脚ははげればよい。むしろ議員活動より市民に伝えるよう
ずから努力すべきで、自分の氣がまえにあると思つた。——この意見
も出されたので、採決の結果、全員が原案を可決すべきものと決定
した次第であります。

慎重な審議のうえに当委員会が報告しておりご可決くださるよう
お願いいたします。報告いたします。

議長（末次快男君） 以上で委員長の審査報告は終りました。

これより委員会報告に対する質疑を所いたします。

一番（貫井善次次君） ただいまの委員長報告に対して委員長にご質問申しあげます。

去る二月四日の本会議におきまして、こり九月四日の議案に関連いたしまして、次の九月五日の議案にも関連するとうようなことで私は附則を平易なだれでもわかりやすい条文にすべきではなかったかと。つては担当委員会に付託されるので慎重に審議されるであらうと一議事録にもそのとおり載っております。ただいまの説明を聞きますと、全然そういうふうなことが載っておりません。お聞きできますでして、そういう面に対して審議されたか、その点をお伺いしつた聞きましてまた次の質問に移ります。

。総務委員長（森田秀雄君） 貫井議員の質問にお答えいたします。

このことについては、確かに定例会の初日に助役さんとう話し合ひのことと聞いています。それは私個人の意見でございまして、今後そういうありとまには助役と貫井議員との間にお話しがかわされ、

見やういことにするためには、それは確かにいいということで、一応例規審議会にかかりて検討するということで「了解」ということは耳にしております。私はそういう気持ちでいたし、委員の方も総務

。一番（貫井善次次君） 本会議にのりつて承知したというふうな説明

ひありますけれども、これは委員会のものではなくて委員長個人のことでというふうな話を聞きましたけれども、私が先ほど申しあげましたように、総務委員会とは申しませんでした。担当委員会に付託になるので審議されることであらうということも申しつたことは、先ほど申しあげましたように議事録を見ればわかることであります。そればかりも審議されなかったというようないふことが、どうも遺憾に耐えないうりであります。ただいまの委員長の報告を私は不満とするものです。そういう内容に対して説明をされ審議されて結果がよくなかったということならばそれでよろしいわけですが、そういうことがなかったということには非常に残念なことに私は思っています。私は再三申しあげま

大正

厚削除

たように、わかりやすくだれにでも理解されるべき条文にすべきではなかつたかと考えたわけであり、いかに創規審議会で審議のうえできあがつたとはいえ、創規審議会がまた今後審議するとしても、その創規審議会なるものがいれほどの權威あるものか、創規審議会を検討したわけ、間違はなくだれにでもわかる条例であるとは限らなと私は回心します。現在の法律もどちらかという改正もし、修正もされるわけであります。

裁判も通り直しがあります。私は私の預疑した条文に反
運と申しあげて、ほかにも私は今言が合ったわけであります。
わかりにくい条文として指通摘した条文のみならず、本議会
に提案の——改運として申しあげるならば、条例設定並びに改
正条例の中の附則並びに条例の本文の修正事項の議案を
見るに、本日、一部訂正も出しました。本日一部訂正が出た
のも二十八日の厚生委員会のとさけにしようという話と休憩時
間であり正現の厚生委員会の発言の時間ではありませんで

福生市議会

「だが兄れを言つたり、兄れに氣がついて本日の新正をぬいたと、これは間違いないことぢや。もうした個々バラバラの条例であつたわけぢや。」

議長に御願ひ申しあげますけれども、これから私の申しあげることば私の意向に離すことのできない関連事項であり、しかも、このことは今後福生市議会の權威にもかかわることになりかねないと思ひますので、引き続き今しばらく人発言を許させていただきます。

まず、その例を申しあげざるならば、議案第六十一号から第六十二号
 第六十三号といずれも委任条項があります。議案第六十一号は
 「市規則で定める」とされ、議案第六十二号は「市長が定める」と
 され、さらにまた、議案第六十三号は「規則で定める」とされて
 おったわけです。これを本日「市規則」と改められました。が、別

に定める。と、市長が別に定めるといふことは規則も規定も内規も訓令もいずれも市長が別に定めるところであると思ひます。同じ委任条項の定めでありながら、しかも同じ会期の条項が三番三條であつた。

また、前回提案の条例においては、内容は変更条項であるが補足という見出しになっている。今回は変更で前回とは補足とされている。市規則が正しいのか、規則でよいのか、あるいはまた市長が定めることがよいのか、さらにまた、変更とすべきか、補足でよいのか、一回に統一した条例としたい。これは他の市町村の例に比べて私は思うがどうか。―― 助役のみならず、関係課長は例規審議会で審議したというが、このような不統一の条例をどのように審議してきたのか伺いたい。私は声を大にして申しあげたいと心う。いずれも権威ある市の条例の制定と改正を、例規審議会は何を審議してきたのか、市民の信頼と市民の声に応える公僕としてこのようなことで胸を張っておられるかどうか、こうしたことは私が議員を代表して申しあげておくことで、議員の皆さんがあまり事務的過ぎることは遠慮していただき、指摘もしなかつた私は思っています。それはなぜか、―― 議会が単に受動的な執行機関としての批判機関であつてはならないことは議員の皆さんはよく承知しているわけで、遠慮もして

おられると心いますが、ときには執行機関をリードし、ときには執行機関に協力し、またときとしては執行機関を批判するという働きも市民から期待されていると心います。もちろん議会は積極的、能動的に地方自治法にも許されているとおりでありますので、自分共共団体の政策を立案し、執行機関を引っ掛けてこれを執行させる働きもまた期待されていると私は心うのであります。私はもう一のことを考えたうえで本会議の昨日日における議案の送付を受けた翌日市役所にきて、一読してはたにもわかるような条文にすべきだと思つていますが、どうしていままで出来なかった条文と一たのか、―― と話したときに、まだ一、二箇所おかしいところがあるよ―― と、それとなく注意を喚起しておいたわけですが、したがつて、そのことは助役にも担当課長の耳にも入っていたわけである。これが私が先ほど申しあげました協力だと考えたからです。しかし、九月八日の議会の開催され、また、阿部ともよく議会が開かれたことに對して、いささかこの無神経にあきれていたわけで、さらにまた、私は総務委員会開催前に、私が本

会議で昨日に預問しておきましたので、今度こそこの問題に對し、理事者側から何か私の意見聴取が今度とん当然にあると、心からに期待してつたわけですが、——ということば、本会議の議事録にも載つてると先ほど申しあげましたが、担当委員会に付託屬議されることでありまして、さうからと申しあげてゐるわけですが、

一たびかゝる、すむにこころとき、私は委員長の属査報告に對して、審査の経過の説明を及ぼさるべき義務的なものが私には発生してゐるわけですが、私は理事者側から何か意見聴取があるものと思つてゐたので、そのとき先ほど申しあげました個々ばらばらの条文も本会議で申しあげて貴重なる時間を使うより、また、対外的にも先のようにすべきだと考え、附則のみのことを本会議で預問し、その地のことはやめておいたわけですが、このようば結果になつたことはまことに残念であり、また議員の此のさんにご迷惑をおかけしたことをおわび申しあげまして私の委員長に對する預問を終わります。要は、今後また数多くの条例の制定や改正が上程されるわけでありまして、議案が五

つ四号続いで出てきます。議案が五つ五号のような附則の条文を一貫した条文とされることを私は見守つていくとともに、協力的なことはせずに、ことこまかい点についても本会議で今後預問して行く考えであることを申し述べて私の意見を終わります。

非常に貴重な時間をありがとうございました。

○二番（小森菊三君） 自席でお断りをいただきます。ただいまの議案委員長の報告について預問いたします。

委員長の説明によれば議案が五つ四号については全会一致でこれを可決すべきものと決定した。——このことでありましたが、間違なく全会一致であつたかどうか、念のためもう一度確認したいのでお答え願ひたいと思ひます。

○統務委員長（森田秀雄君） ただいまの小森菊三議員の預問にお答えいたします。

先ほどの委員長の報告とおり全会一致で間違ひありません。

○二番（小森菊三君） ようわかりました。私の預問を終わります。

○議長（森田秀雄君） 以上で預問は終わります。

。四番（田村市郎君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第五十四号については本員
会報告とおり決定されんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）おほかりいたします。ただいま田村市郎君から

所定の賛成者を得て本案は討論を省略し、委員会審
査（報告）とおり可決された。今日の動議が提出されましたが本
動議のとおり決するに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）ご異議なしと認めます。よつて議案第五

十四号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例は委員会報告とおり可決いたしました。

議長（末次性男君）日程第三議案第五号と日程第四議案第六号
第五号については一括して上程いたします。

日程第三議案第五号非常勤の特別職の職員への報酬

及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

日程第四議案第六号証人等の実費弁償に関する条例の一部
を改正する条例

以上二案を一括して議題といたします。

本会については総務委員会に属することを付託してありますので
委員長から報告を願います。総務委員長 森田秀雄君

（総務委員長 森田秀雄君登壇）

総務委員長（森田秀雄君）議案第五号と議案第六号は一
括して上程していただきました。報告させていただきます。

（議案第五号報告書朗読）別添参照

続きまして、議案第六号の補足説明をさせていただきます。

この条例の一部改正も前条例同様福生市特別職報酬等
審議会の答申によるもので、内容は各条例と同様の趣旨の
ものであるが、今回は定例的に開かれる委員会については月額
として、その定期的でないものについては日額とした。痛切